

令和8年度 害虫防除業務 仕様書

1 目的

本仕様は、地下鉄各駅（附属施設含む）のゴキブリその他害昆虫類、ネズミ等の害獣駆除及び防除を目的とし、安全かつ完全に責任をもって履行するものとする。

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

3 場所（別紙面積表参照）

地下鉄全駅46駅（附属施設含む）、乗務係庁舎及び二十四軒庁舎とする。

4 使用薬剤（使用する薬剤は、厚生労働省が認可したものとする）

(1) ゴキブリ（参考薬剤）

ア ピレスロイド様殺虫剤（医薬部外品）厚生労働省認可規格

イ スミチオン油剤、乳剤

ウ ベイト剤

(2) ネズミ（参考薬剤）

ア 殺鼠剤

ク マリン系殺鼠剤（医薬部外品）厚生労働省認可規格

イ 忌避剤

ナ ラマイシン《粉剤S、乳剤S、塗料C》または、これと同成分の薬剤を使用するものとする。

5 薬剤の性状と安全性

- (1) 散布場所及び対象物により、乳剤若しくは油剤を使用すること。
- (2) 使用薬剤は、すべて厚生労働省が認可したものとし、その希釈倍率及び散布量は、通常の使用では人体への安全性及び低臭性に配慮すること。
- (3) 防除に使用する殺鼠剤又は殺虫剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

6 実施方法

- (1) ゴキブリの通路や潜伏場所の塗散布を行うこと。
- (2) 作業については、駅別の日時、作業責任者及び作業人数等について記載した「日程表」を委託者へ提出のうえ承認を受けること。
- (3) 薬剤散布は、原則として年2回（5月・11月）行うものとする。
- (4) 殺鼠後、死骸を処理し、再侵入を防止するため、忌避剤を散布すること。

(5) 定期点検は、毎月1回以上行うものとする。

7 保証

年2回の散布以外にゴキブリ・ネズミの発生や侵入が確認された時は、随時散布すること。

8 実施報告

(1) 散布及び定期点検を終了した時は、その都度報告書を提出し、委託者の確認印を受領すること。

(2) 9月及び3月履行終了時は「業務完了届」を委託者あて提出し、委託者の検収を受けること。

9 損害の賠償

受託者は、作業に起因する事故等によって当局の施設、設備及び第三者に損害を与えた場合、その損害賠償の責任を負うこと。

10 解約

委託者は、契約書や仕様書等に違反する行為があると認めた場合は、この契約を解除することができる。この場合、受託者に損害が生じても、委託者は一切の賠償を負わないものとする。

11 委託代金の支払

支払は、年2回（9月及び委託期間終了後）の均等払いとする。1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

12 札幌市環境マネジメントシステムへの協力

(1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

(2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

(3) 委託業務において洗剤及び薬品等を使用する場合は、その品名及び使用量について月毎に報告すること。

13 散布薬剤の提供

散布作業中、委託者の指示した時点で成分分析用の薬剤を提供しなければならない。使用薬剤については、必要に応じ製品安全データシート（MSDS）を提出すること。

14 個人情報保護

(1) 業務履行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利侵害を侵害することのないよう努めなければならない。

15 その他

この仕様書に定めのない事項等は、委託者と打合せを行うものとする。

害虫防除面積表(南北線)

(単位: m²)

	麻生	北34条	北24条	北18条	北12条	南北さっぽろ	真意さっぽろ	すすきの	中島公園	幌平橋	中の島	平岸	南平岸	澄川	自衛隊前	乗務庁舎	真駒内	旧乗務係(大通駅)	合計
事務室	104	63	100	60	54	86	345	58	54	55	56	50	36	46	61	131	142	136	1,637
分室	8	8	5			5	8		10			10						0	54
宿泊室	173	81	58	26	10	116	84	13	21	14	21	82	57	11	13	53	125	44	1,002
施設員詰所	51		17				51	20	12	10		27	8	15	10		12		233
定期券発売所			87														42		129
清掃員詰所・塵芥・用具室	39	45	39	30	16	45	90	15	24	12	12	11	8	8	27	6	31		458
会議室・更衣室・予備室等							55									208	46	106	415
旧食堂(耐震後駅仮飯室)															57				57
電気室	257	143	102	110	100	204	679	91	47	59	78	96	78	111	101		154		2,410
トイレ・浴室等	85	77	73	39	44	78	143	56	71	55	45	63	95	63	131	66	159	49	1,392
乗務員休憩室																156		110	266
駅付属施設	193	45	90									40	45				270		683
合計	910	462	571	265	224	534	1,455	253	239	205	212	379	327	254	400	620	981	445	8,736

害虫防除面積表(東西線)

(単位: m²)

	宮の沢	発寒南	琴似	二十四軒	二十四軒待合	西28丁目	円山公園	西18丁目	西11丁目	バスセンター前	菊水	東札幌	白石	南郷7丁目	南郷13丁目	南郷18丁目	大谷地	ひばりが丘	乗務庁舎	新さっぽろ	合計
事務室	176	183	293	117	720	124	133	101	113	162	114	109	204	269	217	242	250	235	267	391	4,420
分室			22			37				28		12	4	8						14	125
宿泊室	180	39	86	45		95	110	30	30	85	89	30	64	124	82	78	87	62	173	130	1,619
会議室・更衣室・予備室等			89				38						120	89	81	86	48	42	403	147	1,143
施設員詰所	28	22	57										70	312							489
定期券発売所	86		86										120							160	452
清掃員詰所・塵芥・用具室	42	46	49	28		13	51	36	36	23		2	47	70	35	35	51	48		80	692
食堂																					0
電気室	372	263	397	136		184	246	216	216	142	139	222	262	456	206	208	244	364		470	4,743
トイレ・浴室等	158	104	135	99	45	111	123	97	85	99	136	96	76	135	91	73	86	90	102	130	2,071
駅付属施設		179	52		26	200	253						100	113							923
合計	1,042	836	1,266	425	791	764	954	480	480	539	478	471	1,067	1,576	712	722	766	841	945	1,522	16,677

害虫防除面積表(東豊線)

(単位:㎡)

	栄町	新道東	元町	環状通東	東区役所前	北13条東	大通(東)	大通(西)	豊水すすきの乗務係庁舎	学園前	豊平公園	美園	月寒中央	福住	合計
事務室(運輸課含む)	225	130	170	130	135	150	512	661	92	97	74	66	91	200	2,733
分室							8	75		10				13	106
職員廊下	90	74	61	74	53	65	188		75	19	32	27	21	45	824
宿泊室等	140	98	103	74	42	48	98	56	80	21	21	23	25	112	941
会議室・更衣室・予備室等							61	103	40					63	267
施設員詰所	72	76	97	36	49	59	1,037	75	138	20	18	19	43	95	1,834
定期券発売所				72				164						108	344
忘れ物センター							192								192
清掃員詰所・塵芥・用具室	86	51	65	51	56	48	106	20	58	47	56	50	66	75	835
食堂															0
電気室	250	274	241	212	256	268	570	642	263	216	222	340	322	343	4,419
トイレ・浴室等	125	86	89	88	97	89	303	195	89	102	68	64	80	115	1,590
駅付属施設		154		223	60										437
合計	988	943	826	960	748	727	3,075	1,991	835	532	491	589	648	1,169	14,522

※ 大通(西)に札幌市交通事業振興公社事務所内及び案内センターを含む

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長 様

点検報告書

本日の管理点検作業の内容を下記のとおり報告いたします。

作業担当者

駅名	線	駅	確認者	印
管理対象種別	A ネズミ B ゴキブリ			
管理対象箇所	A:事務室 B:分室 C:宿泊室 D:施設員詰所 E:定期券発売所 F:食堂 G:電気室 H:トイレ・浴室等 I:乗務員休憩室 J:駅付属施設 K:忘れ物センター L:職員廊下 M:運輸課事務室 N:清掃員詰所・塵芥・用具室 O:会議室・更衣室・予備室等			
作業種別	A 点検 B 殺鼠 C 防鼠 D 殺虫 E 防虫			
使用薬剤	クマリン系	乳剤	MC	
使用量	g	ℓ	ℓ	
作業内容	----- ----- ----- ----- -----			

業務完了届

年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

住 所

受託者 会社名

代表者

印

業務名 害虫・防除業務

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名)	印
-----	-------	-------------------	---

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

（以下、札幌市交通局使用欄）

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 （役職・氏名）

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする(ゼロカーボン)」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局